㈣　上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

㈡　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１＋Ｌ’２Ｒ’２）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’３Ｒ’３）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１＋Ｌ’２Ｒ’２）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’３Ｒ’３）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈣　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｌ’３、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２、Ｒ’３、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ：普通区間（⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’３：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：別添６のうちＢ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ：普通区間（⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’３：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ｔ：消費税率

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’を次式に読み替えるものとする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈣　上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：新湘南バイパスの大磯インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１＋Ｌ’２Ｒ’２）×ｄ＋Ｌ’３Ｒ’３）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋Ｐ’

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１＋Ｌ’２Ｒ’２）×ｄ＋Ｌ’３Ｒ’３）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄの別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈣　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｌ’３，Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２、Ｒ’３及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。

ｄ：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値。

Ｌ：普通区間（⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く）のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’２：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’３：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｐ：別添６のうちＡ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：別添６のうちＢ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ：普通区間（⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。